

適格請求書保存方式（インボイス制度）への対応に関するご案内

2023年10月1日より施行されました適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関し、弊社が提供するスマートフォン向けアプリの有料サービスにおける対応方法をご案内申し上げます。

App Store（Apple Inc.）および Google Play ストア（Google LLC）にて決済されるアプリ利用料につきましては、各ストアより送付される「領収書」または「注文明細」と、本資料に掲載する「適格請求書発行事業者情報」をあわせて保存いただくことにより、消費税の仕入税額控除の適用を受けることが可能です。

下記の情報を、ストア発行の領収書と併せて保管してください。

■ 適格請求書発行事業者情報

PATMO インターホンアプリ

適格請求書発行事業者の名称	アイホン株式会社
適格請求書発行事業者登録番号	T9180001021408
取引内容	PATMO インターホンアプリの利用料
適用税率	10%

dearis インターホンアプリ

適格請求書発行事業者の名称	アイホン株式会社
適格請求書発行事業者登録番号	T9180001021408
取引内容	dearis インターホンアプリの利用料
適用税率	10%

インターホンアプリ TypeA

適格請求書発行事業者の名称	アイホン株式会社
適格請求書発行事業者登録番号	T9180001021408
取引内容	インターホンアプリ TypeA の利用料
適用税率	10%

■ ご利用にあたっての留意事項

- **領収書の発行について**：弊社から直接、領収書や適格請求書を発行することはございません。各ストアの購入履歴や、決済時にストアから送付されるメール等をご確認ください。
- **対象アプリ例**：dearis、PATMO、TypeA 等、弊社がストアを通じて有料提供する全てのアプリケーションが対象となります。
- **登録番号の確認**：上記登録番号は、[国税庁 インボイス制度 適格請求書発行事業者公表サイト](#)からもご確認いただけます。

本件に関するお問い合わせは、弊社「お客様相談センター」よりお願いいたします。

以上